

令和3年第3回霧島市農業委員会定例総会

日 時	令和3年3月26日（金） 午後1時52分
出席委員 （18名）	2番 今川 芳信 3番 二月田 努 4番 間世田 恵 5番 西代 秀子 6番 岡村 勝敏 7番 中村 優志 8番 松下 さえ子 9番 山之内 悟 10番 中園 真一 11番 長崎 恵里子 12番 田代 一友 13番 今吉 藤雄 14番 笹峯 久雄 15番 大山 茂美 16番 今村 浩一 17番 東鶴 昭雄 18番 常盤 信一 19番 槐島 睦夫
欠席委員 （1名）	1番 今吉 耕己
事務局 振興農地グループ	事務局長 内田 大作 グループ長 富久 亮二 サブリーダー 中村 真貴子 主 査 剥岩 泰三 主 査 山下 良太 主任主事 水迫 時巳 主 事 鶴瀬 祐樹
議事日程	「諸般の報告」「事務局報告」 1 「農地利用変更届」について 2 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転・中間管理権設定）の意見決定」について 3 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について 4 「農業振興整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出の意見決定」について 5 「農地法第5条農地転用事業計画変更承認申請の許可決定」について 6 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について 7 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

開会 13時52分

事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。
議長（会長）	それでは令和3年第3回霧島市農業委員会総会を開催いたします。本日の出席農業委員は1番委員より欠席届が出されていますので、現在の出席委員は18名となります。よって本会は、農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員は過半数に達しているため会議は成立しております。本日の議事日程につきましては、配布いたしました議案書のとおりとなっております。議事に入る前に議案の修正等ありましたら報告をお願いします。事務局。
事務局	〔事務局より議案の修正等を報告〕
議長（会長）	次に議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員を議長から指名させていただくことをご異議ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご異議なしの声がございましたので、議事録署名委員は17番委員と18番委員の両名を指名いたします。よろしく願いいたします。次に事務局報告です。事務局。
事務局長	〔会長が出席した会議等について報告〕
議長（会長）	事務局報告が終わりました。それではさっそく議事に入ります。

△ 議案第1号 「農地利用変更届」について

議長（会長）	議案第1号「農地利用変更届について」を議題といたします。当委員会に対し、農地の利用変更届が1件提出されましたので、審議を求めます。それでは調査委員の意見報告を求めます。単人の1を5番委員。
--------	--

5 番委員	1 番を報告いたします。 届出地は松山公民館の南東に位置しており、現況は不耕作地である。利用変更目的は畑として使用するものである。工事内容は盛土を 80 c m するものである。周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われます。終わります。
議長（会長）	はい、ご苦労さまでした。これより質疑に入ります。只今の報告につきましてご意見・ご質疑等 はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	それではなしという声がありましたので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第 1 号「農地利用変更届」については、受理することにご異議ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご異議ございませんので、本案件は受理することに決定いたしました。

△ 議案第 2 号 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）の意見決定」について

議長（会長）	次に議案第 2 号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題といたします。農業経営基盤 強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。 今月は所有権移転 8 件、利用権設定 110 件、中間管理権の設定 11 件の合計 129 件について、 市長より意見を求められております。また、農地法第 18 条 6 項の解約通知が 49 件提出されてお ります。これらにつきましては、各地区で開催された農地利用最適化推進会において審議されてお りますので、一括して事務局よりその報告を求めます。事務局。
事務局	はい、議案第 2 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項農用地利用集積計画の意見決定につ きまして報告いたします。農地利用最適化推進会におきまして、基盤強化法の所有権移転 8 件、筆数 16 筆、面積 23,973 m ² 、利用権設定 110 件、筆数 223 筆、面積 320,453 m ² 、中間 管理権の設定 11 件、筆数 13 筆、面積 45,010 m ² 、このことにつきまして、現地調査及び協 議された結果、全件、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしているため、妥当と 判断されましたので報告いたします。
議長（会長）	事務局の報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見・ご質疑はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	はい、それではないようですので質疑を終了いたします。只今の報告では、全件、農業経営基盤 強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしているとのことです。お諮りいたします。議案第 2 号農 用地利用集積計画の意見決定については、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい、全員賛成であります。よって本案件は承認することに決定し、その旨を市長に通知いたし ます。

△ 議案第 3 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」を議題といたしま す。当委員会に対し、農地法第 3 条の規定による許可申請が 19 件提出されておりますので、この 処分について審議を求めます。それでは調査委員の意見・報告を求めます。まず国分の 1 から隼人 の 4 まで 13 番委員。
13 番委員	1 番。申請地は鹿児島第一高校の西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収 益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事 すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと

	<p>認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は9,553㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>続きまして、2番。申請地は下井地区集会所の北西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は418㎡であるが、空き家バンクに付随する農地のため農地法施行規則要件第17条第2項の下限面積の取扱基準を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>続きまして3番と4番は、受人が一緒ですのでまとめて報告いたします。申請地は埴上公民館の北に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,037㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に国分の5を2番委員。
2番委員	5番。申請地は上井公民館の西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は4,279㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	同じく国分の6を9番委員。
9番委員	6番を報告いたします。申請地は新川公民館の南東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は4,966㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	同じく国分の7と8を16番委員。
16番委員	<p>7番。申請地は国分湊地区自治公民館の南に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は4,154㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>続きまして8番。申請地は旧霧島市水道部の東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は13,203㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上。</p>
議長（会長）	同じく、国分の9を18番委員。
18番委員	<p>9番を報告いたします。</p> <p>申請地は2ヶ所ありますが、1ヶ所目は国分南小学校の東側に位置し、現況は畑です。もう一ヶ</p>

	<p>所は上之段地区集会所の南側に位置し、現況は田です。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は35,949㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に溝辺の10と11を13番委員。
13番委員	<p>10番。申請地は三縄自治公民館の南東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは4名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は19,993㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>続きまして11番。申請地は埴上公民館の東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは4名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は19,993㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。なお、10番の※※さんと受人は※※です。以上です。</p>
議長（会長）	次に、横川の12を17番委員。
17番委員	<p>12番。申請地は横伏敷消防拠点基地の西に位置し、現況は樹園地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は9,962㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、隼人の13から15を5番委員。
5番委員	<p>13番を報告します。申請地は原公民館の西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は4,208㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>次に14番。申請地は真孝西集会所の北東に位置し、現況は不耕作地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は5,657㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>15番。申請地は川尻公民館の北西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は4,078㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。終わ</p>

	ります。
議長（会長）	はい、同じく隼人の16と17を7番委員。
7番委員	<p>16番と17番は受人が同一ですが、賃借権と所有権移転のため分けて報告します。まず16番を報告します。申請地は日当山駅の北西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,232㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>続きまして17番を報告いたします。申請地は西瓜川原公民館の北東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,232㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	同じく、隼人の18を8番委員。
8番委員	<p>18番を報告いたします。申請地は隼人農村環境改善センターの北に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は52,819㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	次に、福山の19を15番委員。
8番委員	<p>19番を報告いたします。申請地は新原公民館の東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は6,149㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	はい、ご苦労さまでした。只今、調査員からの意見報告が終わりました。ご意見・ご質疑等はいかがでしょうか。
2番委員	はい。
議長（会長）	はい、2番委員。
2番委員	<p>1番の方は住所が鹿児島市で始良にもいっぱい農地を持っていますが、農業の機械はどこに保管をされているのか、どこかに農業用倉庫があるのか、それとも2トントラックで運んでくるのか教えてください。それと、最後の19番は住所が北海道ですが、何をされているのか教えてください。</p>
議長（会長）	1番と19番です。事務局でよろしいですか。はい事務局。
事務局	<p>1番につきまして、※※氏の地元が始良市でそこで農作業をしているとのこと。あと、※※さんという方に手伝ってもらっているとのこと。農機具はその方から借りているとのこと。農機具の保管場所までは確認できておりません。19番につきましては、養蜂業を営まれている方で、本籍地は北海道にあるんですが、養蜂業のため転々とする事になり、11月から5月まで霧島市の福山町に滞在して蜜を取るとのこと。7月から10月までは北海道で蜜をとって、ミツバチの増殖を行っています。ミツバチを増殖させるために温暖な気候と花粉源が必要となるため、</p>

	鹿児島の方で菜種やツバキなど植栽してミツバチの増殖に役立てたいとのことで今回、申請されています。
議長（会長）	2番委員、いいでしょうか。
2番委員	いいと思いますが、農業のところに養蜂家とか書いてあればわかったと思います。今後は、書いていただければと思います。
議長（会長）	事務局、よろしくお願いします。ほかにございませんか。よろしいですか。それではご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第3号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、本案件は許可することに決定いたしました。それではここで暫時休憩いたします。
	〔暫時休憩〕
議長（会長）	それでは、休憩前に引き続き会議を続けます。

△ 議案第4号 「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」について

議長（会長）	次に、議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」を議題といたします。農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の農用地除外2件、用途区分変更1件の計3件について、市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。まず、農用地除外の牧園の1と2を13番委員。
13番委員	1番。申出地は中津川小学校の西に位置しており、現況は畑である。除外目的は山林にするものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は2種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。 2番。申出地は谷公民館の南西に位置しており、現況は不耕作地である。除外目的は資材置場にするものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は2種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に用途区分変更の福山の3を15番委員。
15番委員	3番を報告いたします。申出地は福地体育館の南西に位置しており、現況は畑である。用途区分変更目的は、牛舎、堆肥置場、機械倉庫、飼料倉庫、ロール置場を建設するものである。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。申出地は、用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われ、用途区分変更はやむを得ないものと思われ。以上です。
議長（会長）	ご苦労さまでした。只今の報告についてご意見・ご質疑等はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	はい、それではご意見等ないようですので質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」の農用地除外2件、用途区分変更1件の計3件については、「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい、全員賛成です。よって、本案件は「承認」という意見を市長に答申することに決定いたしました。

△ 議案第5号 「農地法第5条農地転用事業計画変更承認申請の処分決定」について

議長（会長）	次に議案第5号「農地法第5条の事業計画変更承認申請の処分決定について」を議題といたします。当委員会に対し、農地転用許可後の転用事業の促進等に関する事務処理に基づく、農地転用事業計画変更承認申請が3件提出されましたので審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。まず国分の1を18番委員。
18番委員	1番を報告します。申請地は川内公民館の東側に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的はバイク置場、看板設置場を建設するもので、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないと思われます。周囲の農地の用水路・排水路は確保されている。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、隼人の2を5番委員。
5番委員	2番を報告します。申請地は桜台公園の西に位置し、現況は雑種地である。転用目的は駐車場にするものである。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。終わります。
議長（会長）	同じく、隼人の3を7番委員。
7番委員	3番を報告します。申請地は隼人塚史跡館の南東に位置し、現況は造成済みである。転用目的は宅地分譲3区画を建設するものである。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。周囲の農地の用水路・排水路は確保されている。周囲に農地はないため特に問題はないと思われる。排水は、下水道に流す計画のため、問題はないものと思われる。周囲に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。以上です。
議長（会長）	調査委員からの意見報告が終わりました。只今の報告についてご意見・ご質疑等ございませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	よろしいでしょうか。それでは質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第5号「農地法第5条の事業計画変更承認申請の処分決定」については、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい、全員賛成であります。よって、本案件は承認することに決定いたしました。

△ 議案第6号 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第6号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について」を議題といたします。当委員会に対し、農地法第4条の規定による許可申請が5件提出されましたので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。霧島の1から隼人の4までを14番委員。
14番委員	1番から4番まで続けて報告いたします。まず1番を報告いたします。申請地は霧島学校給食センターの北に位置し、現況は営農型太陽光発電施設である。農地区分は1種農地の一時転用に該当すると思われる。転用目的は営農型太陽光発電施設とするものであり、既に実行済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、引き続き一時転用はやむを得ないと思われる。一時転用の期間は、令和3年4月10日から令和6年4月9日までである。 2番について報告します。申請地は霧島分遣所の北に位置し、現況は宅地である。なお、平成元

	<p>年6月頃、宅地の一部にしてしまったという始末書が添付されている。農地区分は1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は宅地拡張を行うもので、既に実行済みである。また、隣接する宅地を一体利用するもので、全体計画面積は483.57㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>3番につきまして報告いたします。申請地は里上公民館の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するもので、計画性も妥当であるため、実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>4番について報告します。申請地は宇都山公民館の南西に位置し、現況は農業用倉庫である。農地区分は1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は普通の倉庫として利用するものである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、溝辺の5を3番委員。
3番委員	5番。申請地は宮川内公民館の北西に位置し、現況は畑である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は農家住宅を建築するもので、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	はい、ご苦労さまでした。調査員の意見報告が終わりました。只今の報告についてご意見・ご質疑等ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	はい、それではご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第6号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい、全員賛成です。よって、本案件は許可することに決定いたしました。つきましては、4月9日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。

△ 議案第7号 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」を議題といたします。当委員会に対し、農地法第5条の規定による許可申請が24件提出されましたので、この処分について審議を求めます。なお、国分の7番につきましては、3月23日付けで取下げ願いが提出されておりますので23件となります。それでは、調査委員の意見報告を求めます。まず、国分の1を14番委員。
14番委員	1番について報告いたします。申請地は牧神自治公民館の南西に位置し、現況は畑である。農地区分は1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしている

	ことから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に溝辺の2から隼人の6まで15番委員。
15番委員	<p>2番から6番まで続けて報告いたします。2番。申請地は北原公民館の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は貸工場1棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>3番。申請地は馬場公民館の南に位置し、現況は田と不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は複合商業施設6棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接する雑種地、5条許可地、非農地を一体利用するもので、全体計画面積は7,540.77㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>4番。申請地は宇都山公民館の南西に位置し、現況は仮設現場事務所である。なお、令和2年11月頃、仮設事務所にしてしまったという始末書が添付されています。農地区分は1種農地の一時転用に該当すると思われる。転用目的は仮設現場事務所1棟を建設するものであり、すでに実現済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。一時転用の期間は、令和3年4月9日から令和3年12月31日までで、一時転用終了後、農地へ復元する計画のため妥当であると思われる。</p> <p>5番。申請地は隼人運動場の東に位置し、現況は車両置場と資材置場である。なお、令和2年10月頃、車両置場と資材置場にしてしまったという始末書が添付されています。農地区分は農用地区域内農地の一時転用に該当すると思われる。転用目的は車両置場と資材置場に作るものであり、すでに実現済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。一時転用の期間は、令和3年4月9日から令和4年10月31日までで、一時転用終了後は農地へ復元する計画のため妥当であると思われる。</p> <p>6番。申請地は原公民館の西に位置し、現況は畑である。農地区分は農用地区域内農地の農用地利用計画指定用途に該当すると思われる。転用目的は農機具倉庫1棟と農作業場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に国分の8と9を16番委員。
16番委員	<p>8番。申請地は東その山地区コミュニティー広場の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲3区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>9番。申請地は東その山公民館の北東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は建売住宅2棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用は</p>

	やむを得ないと思われる。以上。
議長（会長）	同じく国分の10を18番委員。
18番委員	10番を報告します。申請地は川内地区公民館の東側に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的はバイク置場と看板設置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。周囲に農地はないため、特に問題はないと思います。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に溝辺の11を13番委員。
13番委員	11番。申請地は三縄自治公民館の南に位置し、現況は山林である。なお、平成17年3月頃、植林してしまったという始末書が添付されています。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするものであり、既に植林されている。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に横川の12と13を17番委員。
17番委員	12番と13番を続けて報告いたします。12番。申請地は正牟田活性化センターの南に位置し、現況は畑である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は農家住宅を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。 13番。申請地は古城消防拠点基地の南西に位置しており、現況は通路である。なお、平成13年2月頃、通路にしてしまったという始末書が添付されています。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は通路を建設するものであり、既に実行済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に隼人の14と15を5番委員。
5番委員	14番を報告します。申請地は真孝西公園の北に位置し、現況は畑である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は事務所1棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。 次に15番を報告します。申請地は桜台公園の西に位置し、現況は雑種地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。終わります。
議長（会長）	同じく隼人の16から19までを7番委員。
7番委員	16番を報告します。申請地は隼人塚史跡館の南東に位置し、現況は造成済である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲3区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また隣接する5条許可地を一体利用するもので、全体計画面積は1,063㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていること

	<p>から、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして17番を報告します。申請地は鹿児島神宮の西に位置し、現況は畑である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は車両進入用道路と資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。一時転用の期間は令和3年4月9日から令和3年12月31日までで、一時転用終了後、農地へ復元する計画のため妥当であると思われる。</p> <p>続きまして18番を報告します。申請地は西瓜川原公園の北に位置し、現況は造成済みである。なお、令和2年10月頃、造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲5区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして19番を報告します。申請地は山野公民館の南東に位置し、現況は源泉引込施設である。なお、昭和52年頃、建設してしまったという始末書が添付されている。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は源泉引込施設を建設するものであり、すでに建設済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	同じく隼人の20と21を8番委員。
8番委員	<p>20番について報告します。申請地は新溝公民館の北西に位置し、現況は宅地である。なお、昭和50年頃、宅地にしてしまったという始末書が添付されている。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地拡張をするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接する宅地を一体利用するもので、全体計画面積は305.61㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>21番について報告します。申請地は三田坪公民館の南東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	次に福山の22を15番委員。
15番委員	22番。申請地は牧之原小学校の東に位置し、現況は畑である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場、資材置場を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に福山の23と24を19番委員に代わり5番委員。
5番委員	23番と24番を代読します。まず、23番を報告します。申請地はまきばドームの南に位置し、現況は農業用倉庫である。なお、年月日不詳で造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的はロール置場と農業用倉庫を

	<p>建設するものであり、すでに建設されています。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>24番。申請地は東牧之原コミュニティセンターの東に位置し、現況は車両置場である。なお、昭和57年頃、造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的はロール置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。終わります。</p>
議長（会長）	はい、ご苦労さまでした。調査委員の意見報告が終わりました。只今の報告についてご意見・ご質疑等はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	はい、それではご意見等ないようですので質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第7号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい、全員賛成であります。よって、本案件は許可することに決定いたしました。つきましては、4月9日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。以上で、令和3年第3回定例総会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。皆様の方から何か「その他」はありませんか。
10番委員	はい、その他のその他でいいのですが、先ほど会の途中で残りの一人が議会の同意を得たということでございましたが、前回報告があったときに予備知識がなく意見を申し上げることもしませんでした。1ヵ月経った中で色々内容が分かってきた中で、選考委員会の中で色々審議されて選定された方を、議員の皆さんがどういった操作をされて、そういった結果に至ったのかですね、まあ、意見というはおこがましいのですが、なにかしらの形ですね、是非知らせていただければ今後の参考になるのかなど。合併前から相当な経験のある方で、そんな簡単に否決されるような人材ではないのに、どういった形で相談されたのか是非知りたいと思います。何か方法はないのかよろしくお願いします。
議長（会長）	はい、わかりました。それではここで暫時休憩といたします。
	〔暫時休憩〕
議長（会長）	はい、会を再開いたします。他に皆様からございませんか。ないようですので事務局。
事務局	はい、それでは事務局より説明いたします。実は前々から事務局の方でも思っていたことなんです。農業委員会法の38条を少しご紹介します。農業委員会は、その所掌事務の遂行を通じて得られた知見に基づき、農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務をより効率的かつ効果的に実施するため必要があると認めるときは、農地等の利用の最適化の推進に関する施策を企画立案し、又は実施する関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならないというのがございます。農業委員の経験をされた方で長い方は、昔、市に対する建議を出された記憶があるかと思います。今回の農委法の改正で建議という言葉がなくなりまして、必要がある場合は意見書を提出することができることとなりました。意見の内容は、農地の利用の最適化に関する事になります。農地の利用の最適化の推進業務とは、担い手への農地の集積・集約、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進活動の内容の3つになります。現在、皆さんは、通常の業務の中で、農地のあっせんや利用権設定の再設定の仲

	<p>介、利用状況調査及びアンケート調査など、様々なことをされています。この活動は全て担い手への農地の集積・集約化や、あと利用状況調査などは耕作放棄地の解消になります。既に皆さんはこれらの業務を担っていらっしゃるんですが、よく色んな方から質問を受けるのが、耕作放棄地が解消しないよねと、あと農業委員会は何をしているのという声を聞きます。皆さんは頑張っていて農地の最適化の推進業務を行っているんですが、通常業務の中でしかしていないとの見方になっているのだと思います。耕作放棄地が発生する原因は、農業者の高齢化や担い手不足・労働力が確保できない、鳥獣被害などです。我々農業委員会がしないから耕作放棄地が増えているのではなく、大きな原因となるものがあります。これらの大きな原因のうち、鳥獣被害であれば農政の鳥獣被害対策の事業の活用や中山間地域が疲弊していくのであれば、中山間地域直接支払い事業の活用を、また、多面的の事業など様々な事業を活用することで対策を講じることができると思います。皆さんはこれまでも大変頑張られていると思いますが、農業委員会の活動が足りないから耕作放棄地が増えるという目線があります。つきましては、これからの推進会や総会において、これらの解消策についてご協議をいただきたいと思っています。協議をしたものをまとめて最終的に意見書として市に提出をし、市と一緒に耕作放棄地の解消策を担っていければと思っています。つきましては、皆さんに決定していただきたい事項としまして、地域の耕作放棄地等の実情等を話し合い、意見書を作成する必要があるか否かについてご協議いただければと思います。</p>
議長（会長）	<p>はい、只今、事務局より説明がありましたが、国が進める新しい体制の農業委員会になって5年目です。今年、国は見直しをしようとしています。我々委員会も既に3年目を過ぎようとしています。2回目の改選に当たって次のステップになるように何か考えなければいけないと思います。耕作放棄地の問題など、一生懸命頑張っているんですけども、なかなか改善には至っておりませんが、そうなったら農業委員会だけではなく行政機関も一緒になってやりましょうよと、そういった提言といいますか、そういったものを取りまとめていきたいと考えております。これは、次のステップに行くと思っていただければいいのですが、その意見書の作成について、もういいよと思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、やるべき方向で皆さんにお諮りしたいんですけども。それでは、意見書を作成することについてお諮りいたしますが、賛成をいただければ挙手をしていただければと思います。意見書を作成することでいかがですか。作るということでよろしいでしょうか。</p>
	<p style="text-align: center;">〔賛成多数〕</p>
議長（会長）	<p>はい、それでは賛成多数ということですので。それでは意見書を作成することといたします。では次に、作成に当たりまして、どの時点でどんなものを作っていくのかということ、事務局のほうからお示しをしていきたいと思っています。事務局。</p>
事務局	<p>はい、意見書の作成については、2通り考えられます。一つは残り少ない任期の現在の委員さんで作り上げる方法です。皆さんは、3年かけてアンケート調査を実施していただきました。我々はそのアンケートは宝物と思っています。皆さんが頑張ってこられたアンケートを、事務局で地区別に徹底的に分析してみたいなと考えております。その分析をしたものを、少し時間がかかるとは思いますが、2、3ヶ月かけて推進会への資料として提供したいと。今、農政がやっている人・農地プランの資料のようなものができればと思っています。耕作放棄地がどのように推移していくのかなどですが、それぞれの地区で耕作放棄地が増えている地域はここだよとか、それぞれ皆さんで協議いただいたものを最終的に合わせて、総会で決定いただいたものを市に対して意見書として出していければと思っています。その2通りというのが、来月までに皆さんで作成いただくのか、次の新しい委員会に申し送ってしっかり作っていただくのがいいのか、そのいずれかを決定いただければと思います。もし来月までにとなればかなりバタバタ作っていただく必要があると思いま</p>

	す。仮に新しい体制に申し送るのであれば、事務局の方でしっかりと決定内容をつなぎたいと思います。どちらがよろしいかご協議いただければと思います。
議長（会長）	はい、そうですね、やれば時間がかかると思います。色んなデータを集めなければいけないと思います。今回、退任される委員の方々もおられますが、これまで培われた経験とかですね、何か提言ができるものとか、こういった政策はどうでしょうかとかあれば、何でも構いませんので出していいただければ次の活動に役立つのかなと思います。今ありましたけれども、我々は来月までしか活動ができませんけれども、どうでしょうか、次の新しい組織に申し送りをするのかここで決定をした方がよろしいでしょうか。
2番委員	はい。
議長（会長）	2番委員、どうぞ。
2番委員	残り1ヵ月しかなく、バタバタ作るよりは、次の新しい組織でじっくりと作成いただいた方がいいと思います。
議長（会長）	いま2番委員の意見がありました。ほかにありませんか。ベテランの委員さんはどうでしょうか。はい、5番委員。
5番委員	はい、新しい委員の方に申し送りしていただいて、新しいメンバーで作っていただいた方が、活動もしやすくなると思いますのでよろしくお願いいたします。
議長（会長）	はい、それでは新しい体制で作っていくということで、概ねどの位かかりますか。
事務局	はい、皆さんのアンケート数は3千7～8百あります。それを地区ごとに細かく分析を職員がやっています。分析に3ヶ月程度いただきたいと思います。そこで資料をある程度作り上げてその資料を元に協議いただきますが、委員さんがある程度落ち着いた時期、6月か7月頃から協議ができればと思います。推進会で協議いただいたものは全て総会で吸い上げて、総会で最終決定したものを意見書として、できれば12月までに作り上げられればと思います。提出については、会長が市長へ提出する形になると思います。そこに向けたスケジュールを組んで、皆さんと一緒に作り上げていきたいと考えています。
議長（会長）	はい、今、年内を目途にとの考え方です。ここで再度皆様方にお諮りいたしますけれども、提出については12月を目途に提出をするということで、皆様からご異議ございませんか。よろしいでしょうか。
	〔異議なしの声あり〕
議長（会長）	はい、それでは異議なしとのことですので、意見書は新たな委員組織において作ってもらう。十分な協議をもって12月を目途に作成するという進めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。それでは、他に皆様方からありませんか。よろしいでしょうか。
12番委員	はい。
議長（会長）	はい、12番委員。
12番委員	本日の総会前に大手企業がまた転用をするという、前提で認めているから仕方がないとしても、あのような形でできてきて意見がないかといわれても、何を言っても仕方がないと言うしかできなかったんですけど、仕方がないという部分としょうがないという部分でしかたがないんですけど、例えば、国分の海沿いの塩が出るところは、あそこはいつまでもあんな状態で、利用もできないのに縛りをすごく厳しくしていて、前回も申請があって法律上認められないから認めなかったんですけど、あのような塩しか出ないような田んぼを一番見苦しい放棄地をとっておくよりは、何か工場ができるとか、そういうので許可をしてもいいのではないかなと思ったので一言申し上げました。以上です。
議長（会長）	はい、あの場所は土地改良区等が絡んできますので、そういうところと協議していく必要がある

	と思っています。今後ともご意見をお願いします。
事務局	はい。
議長（会長）	事務局。
事務局	いまおっしゃった意見ですが、最終的には農振の縛りがあるので何とも申し上げられないんですが、次の利用状況調査の仕方を現在検討中です。もしかしたら、その場所も含めるかもしれませんが、ほかとの調整もございますので少し時間をいただきたいと思います。
1 2 番委員	その地域で、耕作放棄地が何パーセントとか、線で区切ってみるとかしていったほうがいいんじゃないかなと、今回、※※で出せるんだったら認めてもいいんじゃないかと思うので、できない農地をずっと縛っているよりは、そうしてもいいのかなと言うことです。
事務局	はい、まさに先ほど耕作放棄地の話をしましたけれども、利用状況調査の結果を事務局で分析をして、具体的な協議をいただければと思います。
1 2 番委員	今回のような一等農地をつぶしてもいいわけなので、あんなところはいいんじゃないかと思うわけですよ。
議長（会長）	はい、※※は県許可になりますけど、霧島市の農地なので皆さんに説明がありました。前回は報道に先に流れてしまって色々苦情等ありましたので、皆さんに先に説明をすることになりました。また、次回でも農産法の勉強をしていければと思っておりますのでよろしくお願いします。それではほかにはないでしょうか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	はい、それではないようですので、以上で、令和3年第3回霧島市農業委員会定例総会を終了いたします。本日はこれにて散会いたします。お疲れ様でした。
事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。お疲れさまでした。

閉会 15時57分

17番 _____

18番 _____

19番 _____